

○ 土地改良事業等請負工事積算基準等の運用（平成 13 年 3 月 22 日 12 農振第 1686 号農村振興局整備部長通知）一部改正新旧対照表

（下線部は改正部分）

改 正 後	現 行												
Ⅲ. 土地改良事業等請負工事共通仮設費算定基準の運用事項	Ⅲ. 土地改良事業等請負工事共通仮設費算定基準の運用事項												
第 3 運搬費、準備費、安全費、役務費、技術管理費及び営繕費の積算方法	第 3 運搬費、準備費、安全費、役務費、技術管理費及び営繕費の積算方法												
1. [略]	1. [略]												
2. 共通仮設費率及び現場管理費率の補正	2. 共通仮設費率及び現場管理費率の補正												
人口集中地域（ＤＩＤ地区）とは、どのような地域をさすのか。	人口集中地域（ＤＩＤ地区）とは、どのような地域をさすのか。												
[略]	[略]												
補正值は、現場条件の変更により設計変更できるのか。	補正值は、現場条件の変更により設計変更できるのか。												
[略]	[略]												
処分費等を含む場合の積算方法を示されたい。	<u>産業廃棄物の</u>処分費等を含む場合の積算方法を示されたい。												
処分費等を含む工事の積算は、下表のとおりとする。	処分費等を含む工事の積算は、下表のとおりとする。												
<table><tr><th>区 分</th><th>処分費等が共通仮設費対象金額の３％以下でかつ処分費等が３千万円以下の場合</th><th>処分費等が共通仮設費対象金額の３％を超える場合、または処分費等が３千万円を超える場合</th></tr><tr><td>共通仮設費 現場管理費 一般管理費等</td><td>処分費等は全額を率の対象とする。</td><td>処分費等は共通仮設費対象金額の３％の金額を率計算の対象とし、３％を超える金額は率計算の対象としない。ただし、対象とする金額は３千万円を上限とする。</td></tr></table>	区 分	処分費等が共通仮設費対象金額の３％以下でかつ処分費等が３千万円以下の場合	処分費等が共通仮設費対象金額の３％を超える場合、または処分費等が３千万円を超える場合	共通仮設費 現場管理費 一般管理費等	処分費等は全額を率の対象とする。	処分費等は共通仮設費対象金額の３％の金額を率計算の対象とし、３％を超える金額は率計算の対象としない。ただし、対象とする金額は３千万円を上限とする。	<table><tr><th>区 分</th><th>処分費等が共通仮設費対象金額の３％以下でかつ処分費等が３千万円以下の場合</th><th>処分費等が共通仮設費対象金額の３％を超える場合、または処分費等が３千万円を超える場合</th></tr><tr><td>共通仮設費 現場管理費 一般管理費等</td><td>処分費等は全額を率の対象とする。</td><td>処分費等は共通仮設費対象金額の３％の金額を率計算の対象とし、３％を超える金額は率計算の対象としない。ただし、対象とする金額は３千万円を上限とする。</td></tr></table>	区 分	処分費等が共通仮設費対象金額の３％以下でかつ処分費等が３千万円以下の場合	処分費等が共通仮設費対象金額の３％を超える場合、または処分費等が３千万円を超える場合	共通仮設費 現場管理費 一般管理費等	処分費等は全額を率の対象とする。	処分費等は共通仮設費対象金額の３％の金額を率計算の対象とし、３％を超える金額は率計算の対象としない。ただし、対象とする金額は３千万円を上限とする。
区 分	処分費等が共通仮設費対象金額の３％以下でかつ処分費等が３千万円以下の場合	処分費等が共通仮設費対象金額の３％を超える場合、または処分費等が３千万円を超える場合											
共通仮設費 現場管理費 一般管理費等	処分費等は全額を率の対象とする。	処分費等は共通仮設費対象金額の３％の金額を率計算の対象とし、３％を超える金額は率計算の対象としない。ただし、対象とする金額は３千万円を上限とする。											
区 分	処分費等が共通仮設費対象金額の３％以下でかつ処分費等が３千万円以下の場合	処分費等が共通仮設費対象金額の３％を超える場合、または処分費等が３千万円を超える場合											
共通仮設費 現場管理費 一般管理費等	処分費等は全額を率の対象とする。	処分費等は共通仮設費対象金額の３％の金額を率計算の対象とし、３％を超える金額は率計算の対象としない。ただし、対象とする金額は３千万円を上限とする。											
(注) 1. 表中の処分費等は準備費に含まれる処分費を含む。 <u>（準備費に含まれる処分費は、伐開、除根等に伴うものである。）</u>	(注) 1. 表中の処分費等は準備費に含まれる処分費を含む。 <u>2. 準備費に含まれる処分費は、伐開、除根等に伴うものである。</u>												
<u>2. [略]</u>	<u>3. [略]</u>												
<u>○計算例 1（処分費等：共通仮設費対象金額の 3％を超え、3 千万円を超える）※浚渫工事等を想定</u>													
<u>共通仮設費対象金額： 600,000,000 円</u>													
<u>処分費： 400,000,000 円</u>													
<u>率計算対象： 18,000,000 円〔共通仮設費対象金額×3％〕（上限 30,000,000 円）</u>													
<u>率計算対象外： 382,000,000 円〔処分費－率計算対象〕（積上げ計上）</u>													
<u>○計算例 2（処分費等：共通仮設費対象金額の 3％を超え、3 千万円以下）</u>													
<u>共通仮設費対象金額： 70,000,000 円</u>													
<u>処分費： 5,000,000 円</u>													
<u>率計算対象： 2,100,000 円〔共通仮設費対象金額×3％〕（上限 30,000,000 円）</u>													
<u>率計算対象外： 2,900,000 円〔処分費－率対象金額〕（積上げ計上）</u>													
処分費等とは何か。	<u>産業廃棄物の</u>処分費等とは何か。												
「処分費等」とは、次のものとし、産業廃棄物処理税相当額がある場合はそれを含まない。	「処分費等」とは、次のものとし、産業廃棄物処理税相当額がある場合はそれを含まない。												
1) [略]	1) [略]												
<u>2) 建設発生土等</u> を有料処分地で処分する場合の費用													
の範囲内が処分費等の対象を示す。													

○処分費等の対象となるもの（例）
[削る。]

	直接工事費計上項目		
	積込費	運搬費	処分費
積込：施工業者等 運搬：施工業者等 処分：産廃（有料）処分業者	標準歩掛	標準歩掛	見積 （産廃（有料）処分業者が 定めた額）
積込：施工業者等 運搬：産廃（有料）処分業者 処分：産廃（有料）処分業者	標準歩掛	見積 （産廃（有料）処分業者が 定めた額）	見積 （産廃（有料）処分業者が 定めた額）
積込：産廃（有料）処分業者 運搬：産廃（有料）処分業者 処分：産廃（有料）処分業者	見積 （産廃（有料）処分業者が 定めた額）	見積 （産廃（有料）処分業者が 定めた額）	見積 （産廃（有料）処分業者が 定めた額）

3) 有料道路利用料

産業廃棄物処理税相当額がある場合の積算方法を示されたい。

[略]

海上輸送等で労務者の輸送を行う場合の積算方法を示されたい。

[略]

災害の発生等により、必要に応じて実態等を踏まえた補正係数を設定するとあるが、その設定方法を示されたい。

[略]

3. [略]

○処分費等の対象となるもの（例）

	直接工事費計上項目	
	運搬費	処分費
ケース1	施工業者等が運搬を行う場合 （標準歩掛等により計上）	産業廃棄物処分業者が処理を行う場合 （見積りにより産廃処分業者が定めた料 金により計上）
ケース2	産業廃棄物処分業者が運搬・処理を行う場合 （見積りにより産廃処分業者が定めた料金により計上）	

注) ☐ の範囲内が処分費等の対象を示す。

[新設]

2) 有料道路利用料

3) 建設発生土を有料処分地で処分する場合の費用

産業廃棄物処理税相当額がある場合の積算方法を示されたい。

[略]

海上輸送等で労務者の輸送を行う場合の積算方法を示されたい。

[略]

災害の発生等により、必要に応じて実態等を踏まえた補正係数を設定するとあるが、その設定方法を示されたい。

[略]

3. [略]

IV. 土地改良事業等請負工事標準歩掛の運用事項

15. 仮設工

⑦ [略]

⑰ 油圧圧入引抜工

5－2 圧入作業（継施工）

油圧式杭圧入引抜機による圧入作業において、継ぎ施工となる場合の継ぎ施工費について示されたい。

継ぎ施工費とは、溶接棒費用、補強板材料費及び開先加工費である。
なお、継ぎ施工費の計上については、下記のとおりとする。

継ぎ施工費	
鋼矢板型式	継ぎ施工費（円／箇所）
Ⅱ型	<u>8,200</u>
Ⅲ型	<u>8,650</u>
Ⅳ型	<u>8,970</u>
Ⅴ _L 型	<u>12,400</u>
Ⅵ _L 型	<u>12,700</u>
Ⅱ _w 型	<u>9,800</u>
Ⅲ _w 型	<u>10,100</u>
Ⅳ _w 型	<u>10,800</u>

⑳・㉑ [略]

20. その他

①～⑩ [略]

⑪ バイブロハンマエ（継施工）

継ぎ施工費

継ぎ施工費について示されたい。

継ぎ施工費の計上については、下記のとおりとする。

継ぎ施工費		
鋼 矢 板	鋼矢板型式	継ぎ施工費（円／箇所）
	Ⅱ型	<u>8,200</u>
	Ⅲ型	<u>8,650</u>
	Ⅳ型	<u>8,970</u>
	Ⅴ _L 型	<u>12,400</u>
	Ⅱ _w 型	<u>9,800</u>
	Ⅲ _w 型	<u>10,100</u>
	Ⅳ _w 型	<u>10,800</u>

IV. 土地改良事業等請負工事標準歩掛の運用事項

15. 仮設工

⑦ [略]

⑰ 油圧圧入引抜工

5－2 圧入作業（継施工）

油圧式杭圧入引抜機による圧入作業において、継ぎ施工となる場合の継ぎ施工費について示されたい。

継ぎ施工費とは、溶接棒費用、補強板材料費及び開先加工費である。
なお、継ぎ施工費の計上については、下記のとおりとする。

継ぎ施工費	
鋼矢板型式	継ぎ施工費（円／箇所）
Ⅱ型	<u>8,160</u>
Ⅲ型	<u>8,580</u>
Ⅳ型	<u>8,880</u>
Ⅴ _L 型	<u>12,200</u>
Ⅵ _L 型	<u>12,500</u>
Ⅱ _w 型	<u>9,760</u>
Ⅲ _w 型	<u>10,000</u>
Ⅳ _w 型	<u>10,600</u>

⑳・㉑ [略]

20. その他

①～⑩ [略]

⑪ バイブロハンマエ（継施工）

継ぎ施工費

継ぎ施工費について示されたい。

継ぎ施工費の計上については、下記のとおりとする。

継ぎ施工費		
鋼 矢 板	鋼矢板型式	継ぎ施工費（円／箇所）
	Ⅱ型	<u>8,160</u>
	Ⅲ型	<u>8,580</u>
	Ⅳ型	<u>8,880</u>
	Ⅴ _L 型	<u>12,200</u>
	Ⅱ _w 型	<u>9,760</u>
	Ⅲ _w 型	<u>10,000</u>
	Ⅳ _w 型	<u>10,600</u>

H 形 鋼	10H 型（ハット）	<u>16,000</u>
	25H 型（ハット）	<u>17,100</u>
	H250	<u>29,400</u>
	H300	<u>36,900</u>
	H350	<u>51,700</u>
	H400	<u>74,500</u>

（注） [略]

⑫ 油圧圧入引抜工（ハット形鋼矢板）

継ぎ施工費

継ぎ施工費について示されたい。

継ぎ施工費の計上については、下記のとおりとする。

継ぎ施工費	
鋼矢板型式	継ぎ施工費（円／箇所）
10H 型（ハット）	<u>16,000</u>
25H 型（ハット）	<u>17,100</u>
<u>45H 型（ハット）</u>	<u>17,700</u>
<u>50H 型（ハット）</u>	<u>18,100</u>

（注） [略]

⑬～⑭ [略]

H 形 鋼	10H 型（ハット）	<u>15,800</u>
	25H 型（ハット）	<u>16,900</u>
	H250	<u>28,800</u>
	H300	<u>36,300</u>
	H350	<u>50,900</u>
	H400	<u>73,400</u>

（注） [略]

⑫ 油圧圧入引抜工（ハット形鋼矢板）

継ぎ施工費

継ぎ施工費について示されたい。

継ぎ施工費の計上については、下記のとおりとする。

継ぎ施工費	
鋼矢板型式	継ぎ施工費（円／箇所）
10H 型（ハット）	<u>15,800</u>
25H 型（ハット）	<u>16,900</u>
[新設]	[新設]
[新設]	[新設]

（注） [略]

⑬～⑭ [略]

V. 土地改良事業等請負工事機械経費算定基準の運用事項

(用語の定義) ～ (機械損料の算定) [略]

(機械損料の積算)

損料算定表に記載のない機械はどのように算定したらよいか。

次表を参考に算定されたい。

損料算定表（一般機械）

[illegible]

V. 土地改良事業等請負工事機械経費算定基準の運用事項

(用語の定義) ~ (機械損料の算定) [略]

(機械損料の積算)

損料算定表に記載のない機械はどのように算定したらよいか。

次表を参考に算定されたい。

損料算定表（一般機械）

分類 コード	規 格			(1) 基礎 価格 (千円)	(2) 標準 使用 年数 (年)	年 間 標 準			(6) 維持 修理 費率 (%)	(7) 年間 管理 費率 (%)
	諸 元	機関 出力 kW	機械 質量 (t)			(3) 運転 時間 (時間)	(4) 運転 日数 (日)	(5) 供用 日数 (日)		
	【せん孔機械及びトンネル工事用機械】									
	自由断面トンネル掘削機									
	掘削高 掘削幅 カッタヘッド									
	4.2m 4.7m 30～49kW	68	19.0	39,600	5.0	880	140	190	50	10
	【試験測定機器】									
	コア採取器（コアボーリングマシン）									
	穿孔径5～15cm 穿孔深50cm	2.9	0.17	345	5.0	—	70	90	70	10
	穿孔径10～25cm 穿孔深50cm	4.8	0.18	560	5.0	—	70	90	70	10
	【その他機器】									
	高圧洗浄機〔工事用・ガソリンエンジン駆動〕									
	吐出量35～70L/min、圧力30MPa	20	0.4	3,590	11.0	—	110	150	125	8
	吐出量35～70L/min、圧力50MPa	37	1.0	7,240	11.0	—	110	150	125	8
	吐出量35～70L/min、圧力80MPa	96	4.1	19,100	11.0	—	110	150	125	8
	吐出量35～70L/min、圧力100MPa	165	3.9	23,100	11.0	—	110	150	125	8
	【ﾌﾞﾙﾄﾞｰｻﾞｰ 及びｽｸﾚｰﾊﾟｰ】									
	ﾌﾞﾙﾄﾞｰｻﾞｰ									
	〔超湿地・排出ガス対策型（第1次基準値）〕									
	18t	125	19.0	19,000	11.5	750	120	190	40	10
	〔リッパ装置付・排出ガス対策型（第1次基準値）〕									
	18t	130	19.4	22,200	10.0	770	120	200	40	10
	32t	231	38.5	36,300	10.0	770	120	200	40	10

VI. 土地改良事業等請負工事仮設材経費算定基準の運用

(仮設材損料の積算) [略]

(仮設材質料の補正)
長期割引 [略]

賃料上限額

鋼矢板、H形鋼及び覆工板を長期間使用する場合の賃料上限額を示されたい。

鋼矢板、H形鋼及び覆工板を連続的に長期間現場で供用する場合の賃料上限額（1現場当り修理費及び損耗費を含む。）は、当該仮設材において施工業者が入手可能な購入価格（市中価格（新品））の80%を上限として賃料計上する。ただし、賃料額が80%以下でも購入し売払う方が安価な場合又は複数の工事契約にまたがって供用する場合は、購入し売払いを行なう費用を計上する。
なお、市中価格とは、問屋又は特約店と需要者との実勢取引価格をいう。

1 現場当り修理費及び損耗費

鋼矢板、H形鋼及び覆工板の1現場当り修理費及び損耗費を示されたい。
[略]

山留副部材の賃料を示されたい。
[略]

たて込み簡易土留の1現場当り修理費及び損耗費を示されたい。

たて込み簡易土留の1現場当り修理費及び損耗費は、次式のとおりとする。

$Y = a \cdot b$
Y：たて込み簡易土留の1現場当り修理費及び損耗費（円/m2）
a：係数
b：市場価格

たて込み簡易土留の1現場当り修理費及び損耗費算定のための係数及び市場価格

<u>名称</u>	<u>補助工法</u>	<u>係数（a）</u>	<u>市場価格（b）</u>
<u>たて込み簡易土留</u>	<u>二</u>	<u>1.00</u>	<u>たて込み簡易土留 整備費</u>

備考 1. 修理費及び損耗費は、整備費、「土木工事共通仕様書」第3章施工共通事項3-20-5 22に示す施工手順により適切に施工した際に生じる軽微な修理費及び損耗費である。
2. 特別ケレン・穴埋め・曲がり直し、切梁破損等の修理費が必要と認められる場合は別途計上するものとする。

スクラップ

仮設用の鋼矢板・H形鋼を切断又は撤去しない場合の取り扱いはどうするのか。
[略]

簡易な整備作業

土地改良事業等請負工事仮設材経費算定基準の第5の3項の中の「簡易な整備作業」とは、どのような作業なのか示されたい。
[略]

VI. 土地改良事業等請負工事仮設材経費算定基準の運用

(仮設材損料の積算) [略]

(仮設材質料の補正)
長期割引 [略]

賃料上限額

鋼矢板、H形鋼及び覆工板を長期間使用する場合の賃料上限額を示されたい。

鋼矢板、H形鋼及び覆工板を連続的に長期間現場で供用する場合の賃料上限額（1現場当り修理費及び損耗費を含む。）は、当該仮設材において施工業者が入手可能な購入価格（市中価格（新品））の80%を上限として賃料計上する。ただし、賃料額が80%以下でも購入し売払う方が安価な場合又は複数の工事契約にまたがって供用する場合は、購入し売払いを行なう費用を計上する。
なお、市中価格とは、問屋又は特約店と需要者との実勢取引価格を言う。

1 現場当り修理費及び損耗費

鋼矢板、H形鋼及び覆工板の1現場当り修理費及び損耗費を示されたい。
[略]

山留副部材の賃料を示されたい。
[略]

[新設]

[新設]

スクラップ

仮設用の鋼矢板・H形鋼を切断又は撤去しない場合の取り扱いはどうするのか。
[略]

簡易な整備作業

土地改良事業等請負工事仮設材経費算定基準の第5の3項の中の「簡易な整備作業」とは、どのような作業なのか示されたい。
[略]

保証日数

鋼製型枠・支保・足場の供用日数が保証日数未満の場合は、賃貸料金をどのように計上するのか。
[略]

異形ブロック型枠

異形ブロック型枠の積算はどのように行うのか。
[略]

仮設材に係る付属品の積算

仮設材に係る付属品の積算はどのように行うのか。
[略]

組立ハウスの積算

組立ハウスの積算はどのように行うのか。
[略]

保証日数

鋼製型枠・支保・足場の供用日数が保証日数未満の場合は、賃貸料金をどのように計上するのか。
[略]

異形ブロック型枠

異形ブロック型枠の積算はどのように行うのか。
[略]

仮設材に係る付属品の積算

仮設材に係る付属品の積算はどのように行うのか。
[略]

組立ハウスの積算

組立ハウスの積算はどのように行うのか。
[略]